意匠商標システムに係る構築業務等一式に係る入札可能性調査実施要領

令和４年５月１８日

経済産業省

　　　　　　　特許庁

総務課情報技術統括室

経済産業省では、意匠商標システムに係る構築業務等一式の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(1) 概要

意匠商標システムは、主に意匠商標方式審査システム、意匠審査周辺システム、商標審査周辺システムから構成されている。意匠商標方式審査システムは、方式審査専門官による意匠権及び商標権に関する方式審査業務を支援するためのシステムである。また、意匠審査周辺システムは、意匠審査官による意匠権に関する実体審査業務を支援するためのシステムであり、商標審査周辺システムは、商標審査官による商標権に関する実体審査業務を支援するためのシステムである。

事業者は、調達仕様書及び要件定義書に規定される全ての要件を満たすように、意匠商標システムの設計・開発を実施する。

(2) 事業の具体的内容

別紙１仕様書のとおり。

(3) 事業期間

　契約締結日から令和９年３月３１日まで（予定）

２．質問方法及び期限

説明会に代えて、メールで質問を受け付けることとし、質問期限及び方法は次のとおりです。

質問期限　令和４年６月１日（水）１２時００分

※仕様書について質問等がある場合は、下記５．に記載の連絡先へ、別紙２

質問状を添付しメールにて提出してください。

３．参加資格

　・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条中、特別の理由がある場合に該当する。

　・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

　・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

４．留意事項

・本調査と並行し、WTO政府調達における意見招請を実施しております。本事業に係る仕様書は、意見招請後に確定いたします。確定した仕様書は、本調査期間中に公開いたします。

・仕様書の別紙及び付録等の送付を希望する者は、記名済みの別紙３機密保持誓約書を下記５．の連絡先に提出してください。提出後、特許庁担当者より仕様書の別紙及び付録等を送付いたします。

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

・提供された情報、資料は返却いたしません。

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関３－４－３

経済産業省　特許庁　総務課情報技術統括室　武市、鈴木、佐々木、金子宛て

TEL ０３－３５８１－１１０１（内線２５５６）

E-mail bzl-V3SassinG@jpo.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

６．提出期限

令和４年７月７日（木）１２：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、

一般競争入札を実施することがあります。

（別　添１）

（様　式）

　　年　　月　　日

入札可能性調査　登録用紙

事業者名

住　　　　所：

商号又は名称：

代表者氏名：

連絡先

ＴＥＬ：

E-mail：

担当者：

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

（別添２）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※４） |
| 情報管理責任者（※１） | Ａ |  |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者（※２） | Ｂ |  |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |  |
| 業務従事者（※３） | Ｄ |  |  |  |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  |  |  |  |
| 再委託先 | Ｆ |  |  |  |  |  |  |

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。